

特定非営利活動法人の計算書類等作成の留意点

1. 「収支計算書」から「活動計算書」へ

平成24年4月に、特定非営利活動促進法が一部改正され、各法人が作成すべき書類のうち「収支計算書」が「活動計算書」に変更されました（※）。

よって、事業報告書等の提出の際に必要な計算書類等は下記の□□□□です。

計算書類 = 活動計算書 + 貸借対照表
計算書類を補完する書類 = 財産目録
計算書類と一体で重要なもの = 計算書類の注記

※ 法改正に係る経過措置として、当分の間は「収支計算書」を作成し、事業報告書等の提出の添付書類とすることができます。

2. 「活動計算書」作成のポイント

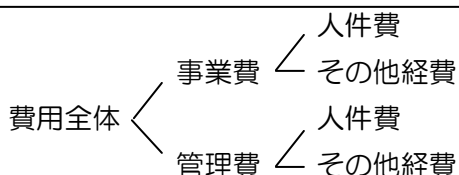
「活動計算書」とは、当該事業年度に発生した収益、費用及び損失を計上することにより、NPO 法人のすべての正味財産の増減の状況を明瞭に表示し、法人の活動の状況を表すものです。これまでの「収支計算書」とは表現する内容が異なりますので、タイトルが「活動計算書」であっても、記載事項が「収支計算書」と同じものを使用されている法人はご注意ください。（詳しくは別添の【「収支計算書」から「活動計算書」への組換え例】をご覧ください）

1 経常費用の区分

費用全体を、「事業費」と「管理費」に分けた上で、それぞれを「人件費」と「その他経費」に分類します。

「事業費」は、NPO 法人が目的とする事業を行うために直接要する人件費及びその他経費をいい、「管理費」は、NPO 法人の各種の事業を管理するための費用で、総会及び理事会の開催運営費、管理部門に係る役職員の人件費、事務所の賃貸料及び水道光熱費等のその他経費をいいます。

また事業費と管理費に共通する経費や複数の事業に共通する経費は、合理的に説明できる根拠に基づき按分する必要がありますので、ご注意ください。



2 活動計算書と貸借対照表との整合性

フロー（事業年度に生み出された利益）の計算書である「活動計算書」とストック（事業年度末における全ての資産、負債及び正味財産の状態）の計算書である「貸借対照表」は、以下のとおり整合的な書類となります。

活動計算書の「次期繰越正味財産額」と貸借対照表の「正味財産合計」は一致

活動計算書

平成〇〇年〇月〇日から平成〇〇年〇月〇日まで
(単位：円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	×	
.....	×	×
2. 受取寄附金		
受取寄附金	×	
.....	×	×
.....	×	×
経常収益計		×
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	×	
.....	×	
人件費計	×	
(2) その他経費		
会議費	×	
.....	×	
その他経費計	×	
事業費計		×
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	×	
.....	×	
人件費計	×	
(2) その他経費		
会議費	×	
.....	×	
その他経費計	×	
管理費計		×
経常費用計		×
当期正味財産増減額		×
前期繰越正味財産額		×
次期繰越正味財産額		×

貸借対照表

平成〇〇年〇月〇日現在
(単位：円)

科目	金額	
I 資産の部		
1. 流動資産		
現金預金	×	
.....	×	
流動資産合計		×
2. 固定資産		
.....	×	
固定資産合計		×
資産合計		×
II 負債の部		
1. 流動負債		
.....	×	
流動負債合計		×
2. 固定負債		
.....	×	
固定負債合計		×
負債合計		×
III 正味財産の部		
前期繰越正味財産		×
当期正味財産増減額		×
正味財産合計		×
負債及び正味財産合計		×

活動計算書の「次期繰越正味財産額」と貸借対照表の「正味財産合計」は一致する。

3 計算書類の注記について

「注記」とは、活動計算書や貸借対照表と一体となるもので、これらでは表すことができない有益な情報を表すことができます。

注記に記載する項目は、主に次のものです。

- (1) 重要な会計方針
 - ・固定資産の減価償却方法
 - ・施設の提供等の物的サービスを受けた場合の会計の処理方法
 - ・ボランティアによる役務の提供
 - ・消費税等の会計処理
- (2) 重要な会計方針を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更による影響額
- (3) 事業の内訳または事業別損益の状況を注記する場合にはその内容
- (4) 施設の提供等の物的サービスを受けたことを財務諸表に記載する場合には、受け入れたサービスの明細及び計算方法
- (5) ボランティアとして活動に必要な役務の提供を受けたことを財務諸表に記載する場合には、受け入れたボランティアの明細及び計算方法
- (6) 使徒等が制約された寄附等の内訳
- (7) 固定資産の増減の内訳
- (8) 借入金の増減の内訳
- (9) 役員及びその近親者との取引の内容
- (10) その他 NPO 法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産の増減の状況を明らかにするために必要な事項

(1) の重要な会計方針は、複数の会計処理が認められるものについて、どのように会計処理をしたのかを明示するものです。どの会計基準によって計算書類を作成したのかを記載する他、消費税の会計処理を税抜経理で行ったか、税込経理で行ったかをなどを記載する項目です。

(2) ～ (8) は、該当する項目があった場合のみ記載します。よって、法人の活動によって、記載する注記の内容は増減しますが、少なくとも(1)の重要な会計方針の事項(例:「NPO 法人会計基準により作成」等)については、記載して頂きますようお願いいたします。

寄附者はじめ支援者の信頼にこたえる会計報告を作成するため、NPO 法人で必要と判断される内容については、積極的に注記に記載されることをお勧めします。

3. 参考ホームページ

NPO 会計について理解を深めるために、下記のホームページをご参照ください。

●みんなで使おう！NPO 法人会計基準（NPO 法人会計基準協議会）

<http://www.npokaikeikijun.jp/>

☞ 「NPO 法人会計基準」の詳しい説明や Q&A、法人の会計パターンに応じた記載例等が掲載されています。

●「特定非営利活動法人（NPO 法人） 設立・運営の手引」（藤井寺市）

<http://www.city.fujiidera.osaka.jp/kurashi/shiminkyodo/NPO/index.html>

☞ 活動計算書等については P 59～をご覧ください。